

# 第 22 期愛知海区漁業調整委員会

## 第 22 回 会 議 議 事 錄

令 和 6 年 5 月 10 日  
海区漁業調整委員会委員室



日 時	令和6年5月10日（金）午前10時30分から午前11時10分まで			
場 所	海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階）			
議 題	第1号議案 ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について（指示） 第2号議案 宝石さんごの採捕に関する委員会指示について（指示） 報告事項1 太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について 報告事項2 カタクチイワシ(太平洋系群)のTAC化について 報告事項3 漁業に関する協定について 報告事項4 全国海区漁業調整委員会連合会第59回東日本ブロック会議の開催について			
出 席 委 員	山下三千男	黒田 勝春	鈴木 惣和	山本 昌弘
	中根 静夫	吉武 正康	小林 俊雄	榎原 満男
	鈴木 敏且	鈴木 輝明	小林 清和	岩田 靖宏
	長谷川桂子			
事 務 局 職 員		書記長	長井 猛	
		主査	黒田 拓男	
		非常勤職員	井上 容子	
農 業 水 産 局	水 産 振 興 監		岡本 俊治	
	水 産 課	課 長	柴田 晋作	
	"	担当課長	坂口 泰治	
	"	課長補佐	大橋 昭彦	
	"	課長補佐	堀 勝彦	
	"	課長補佐	荒川 哲也	
	"	課長補佐	長谷川圭輔	
	"	主 査	五藤 啓二	

事務局（長井）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、本日机上にて配布しました第2号議案、報告事項1、報告事項2、報告事項3、報告事項4の以上8種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。</p> <p>[資料確認]</p> <p>それでは、ただ今から第22回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。</p> <p>最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>会長（山下） 第22回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>本日は、議案2件、報告事項4件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただくことをお願いいたします。</p> <p>事務局（長井） ありがとうございました。年度が替わり人事異動がありましたので、異動がありました職員を事務局から紹介させていただきます。</p> <p>水産課漁業調整グループ課長補佐の堀勝彦でございます。</p> <p>また、事務局にも異動がございましたので併せて紹介させていただきます。</p> <p>書記長の私、長井猛でございます。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、岡本水産振興監から御挨拶をお願いします。</p> <p>水産振興監 第22回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私から</p>
---------	---

も一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

本日は今年度に入り、初めての委員会でございます。

4月の人事異動で、水産課職員及び事務局職員の変更がございました。引き続き、このメンバーで水産業の振興にしっかりと取り組んでまいりますのでよろしくお願ひいたします。

潮干狩りシーズンになりまして、来場者数は平年並みと聞いております。昨年の豪雨の影響でアサリ資源は少なめではありますが、それぞれの地先で漁協さんが御苦労されて、お客様に楽しんでいただいているとのことです。その他の漁業もそろそろ始まってまいりますので、今年度もよい漁期になりますことを期待しております。

本日の議題は、議案2件と報告事項4件と伺っております。慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

事務局（長井）

ありがとうございました。

本日は定員15名のうち、13名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。

それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。

会長（山下）

私が議長を務めますので、よろしくお願ひいたします。

では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、黒田委員、長谷川委員にお願いいたします。

ただ今より議事に入ります。

第1号議案の「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。

事務局（黒田）

第1号議案「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」について御説明いたします。

資料4ページを御覧ください。

こちらが現在発動中の「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示」でございます。

遊漁者によるひき縄釣につきましては、令和2年に改正された愛知県漁業調整規則において、渥美外海沖合の距岸10海里以遠の海域について規制解除しておりますが、漁業者とのトラブルを防ぐ対策として、遊漁者によるひき縄釣の委員会指示による承認制の導入について当委員会にて御承認をいただき、令和3年3月に初めて指示を発動し、毎年継続しているところでございます。

資料5ページを御覧ください。こちらが令和5年度の当委員会による遊漁者によるひき縄釣り承認実績です。

7件の大会を承認いたしましたが、表一番右上の大会である蒲郡ビルフィッシュトーナメントは荒天のため中止、表一番右下の第7回NGFCトローリング大会は参加者少數のため中止となりました。

大会は6月から9月にかけて開催されており、1大会あたりの参加隻数は最大で17隻でした。

採捕された魚種はカジキ類であり、全大会を通じて3尾の採捕がありました。

開催された大会において、漁業者とのトラブルは聞いておりません。

この委員会指示は、令和6年5月31日に有効期限を迎えます。

今後も、漁業者と遊漁者とのトラブルを未然に防ぎ、海面の円滑な利用を図るため、委員会指示を継続してまいりたいと考えております。

ます。

それでは、資料1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。

内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和6年6月1日から令和7年5月31日まで1年間更新するものです。また、公報登載日は5月28日を予定しております。

それでは、指示案を朗読させていただきます。

### 「指 示 案 朗 読」

なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいりますが、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。

以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

会長（山下）

それでは質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。

委員（多数）

（異議無し）

会長（山下）

異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。

委員（全員）

（挙手全員）

会長（山下）

ありがとうございました。

	<p>挙手全員と認め、「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」は原案とおり適當と認めることとします。</p> <p>次に、第2号議案の「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（黒田）	<p>第2号議案「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」を御説明いたします。</p> <p>資料3ページ下を御覧ください。</p> <p>こちらが現在発動中の「宝石さんごの採捕に関する委員会指示」でございます。</p> <p>宝石さんごの採捕に関する指示につきましては、水産庁から、宝石さんごの漁獲実態のない海区においても、一般採捕を禁止する内容の委員会指示発動を検討するようにとの技術的助言を受け、当委員会で御協議、御審議いただきましたところ、本県漁場保全の観点からも採捕禁止の指示を発動すべきと承認をいただきましたので、平成28年6月に初めて指示を発動いたしました。</p> <p>この委員会指示は令和6年5月31日に有効期限を迎えます。</p> <p>本県海域でのサンゴ漁業の実態はありませんが、本県外海は宝石さんごの推定生息域とされていますので、今後も漁場保全のため委員会指示を継続してまいりたいと考えております。</p> <p>資料1ページを御覧ください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。</p> <p>内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和6年6月1日から令和7年5月31日まで1年間更新するものです。また公報登載日は5月28日を予定しております。</p> <p>それでは、指示案を朗読させていただきます。</p> <p>「指示案朗読」</p>

	<p>なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいりますが、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
	<p>質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	(異議無し)
会長（山下）	<p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p>
委員（全員）	(挙手全員)
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p>
	<p>次に、報告事項1の「太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について」水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（長谷川）	<p>2月29日に太平洋広域漁業調整委員会第32回太平洋南部会及び第40回太平洋広域漁業調整委員会が開催され、本県から鈴木委員がwebで出席されました。なお、水産課もwebで傍聴しております</p>

ので、私から結果を説明させていただきます。

それではお手持ちの資料1ページを御覧ください。

まず、太平洋南部会では、本県に関する内容として、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種の資源評価結果と資源管理について報告がありました。

国の研究機関である水産研究教育機構から「令和5年度の資源評価結果」として、マアナゴは資源水準が低位、資源動向が減少、シヤコは資源水準が低位、資源動向が減少、令和4年度からMSYベースによる資源評価を実施しているトラフグではMSYを達成する基準を漁獲圧で下回り、親魚量で下回っていました。

また、水産庁より、愛知県及び三重県において、種苗放流の実施、小型魚の保護、漁獲努力量制限等、広域資源管理に取り組んでいることが報告されました。

続きまして、南部会後に開催された太平洋広域漁業調整委員会の結果について御報告いたします。

1つ目に太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について報告させていただきます。

遊漁によるクロマグロの採捕は、令和3年度より太平洋広域漁業調整委員会指示に基づき、規制されていますが、令和6年3月末で現在の指示の有効期間が終了します。そのため、今回の委員会指示は、その後継措置として発出されるもので、指示の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日となります。

具体的な指示の内容については、30キログラム未満の小型魚は、遊漁者による採捕が引き続き禁止されます。

30キログラム以上の大型魚は、遊漁者による採捕は1人1日あたり1尾までとなっており、採捕した場合には引き続き重量等を水産庁へ報告する必要があります。採捕してからの報告期日は、従来では5日以内だったものが、3日以内に短縮されます。

また、期間ごとで定められた数量を超える恐れがある場合には、その期間の採捕が禁止されます。

なお、この太平洋広域漁業調整委員会指示第 46 号については、出席委員全員の賛成により可決され、委員会開催同日の 2 月 29 日付けで発出されております。

3 ページから 6 ページに参考として会議資料から抜粋した委員会指示の概要と委員会指示案を添付しております。

なお、遊漁によるクロマグロの採捕については、期間ごとに定められた数量を超える恐れがあるとして、4 月 6 日から 5 月 31 日まで禁止されております。

続いて 2 ページを御覧ください。

2 つ目に TAC 魚種拡大に向けた検討状況について報告がありました。

この議題の中で本県に関する資源の状況としましては、カタクチイワシ太平洋系群は第 4 回ステークホルダー会合を今後開催、ウルメイワシ太平洋系群は第 2 回ステークホルダー会合を今後開催、ブリは第 2 回ステークホルダー会合を今後開催、トラフグ伊勢・三河湾系群は第 1 回ステークホルダー会合を今後開催するとの説明がありました。なお、カタクチイワシ太平洋系群の第 4 回ステークホルダー会合は先日、4 月 24 日に開催されました。会議の結果については報告事項 2 で説明させていただきます。

以上で報告を終わります。

会長（山下）

ありがとうございました。

鈴木委員、この報告について、補足説明などがありましたらお願いします。

委員（鈴木輝明）

特に補足することはありませんが、マアナゴ、シャコについては依然厳しい状況が続いているということで、なぜそうなっているのかということについても本来もう少し説明があって然るべきとは感じましたが、今のところ、その原因について国側の説明はなかつたということを残念に思っています。私としては、マアナゴ、シャ

	<p>この資源動向の低下についても、主たる要因はイカナゴ、アサリと同様に湾内の貧栄養化、栄養不足が大きく関連していると感じています。</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございます。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
水産課（長谷川）	<p>質問等もないようですので、次に報告事項2の「カタクチイワシ（太平洋系群）のTAC化について」水産課から説明をお願いします。</p> <p>4月24日に開催されたカタクチイワシ太平洋系群の第4回ステークホルダー会合の結果について説明させていただきます。資料の1頁を御覧ください。</p> <p>ステークホルダー会合は、国が定める資源管理基本方針の案に関し、事前に関係者の共通認識の醸成を目的として開催されています。カタクチイワシ太平洋系群に係るステークホルダー会合は令和5年度末までに3回開催されており、4月24日に4回目の会合が開催されました。本県からは、愛知県ばっち網漁業者組合から組合長はじめ4名が現地参加し、県水産課、水産試験場も現地参加しました。</p> <p>会議の結果としましては、カタクチイワシ太平洋系群のTACについて、段階的に管理を実施していくステップアップ管理を、令和7年1月から実施することとされました。</p> <p>今後のスケジュールですが、令和6年9月に国が資源管理基本方針を策定し、11月に令和7管理年度のTAC数量を決定、令和7年1月からTAC管理開始との案が示され、今後、諸手続きが開始されます。国が本年9月に資源管理基本方針を策定した後には、本県の資源管理方針を変更する必要がありますが、漁業法第14条第10項の規定により、海区漁業調整委員会に諮問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>

なお、ステップアップ管理とは、新たなTAC資源について、課題の解決を図りながら、段階的に管理を進めていくものとなります。簡単に御説明しますので、資料の2頁を御覧ください。令和7年1月から開始されるのは、ステップ1になりまして、漁獲量の報告が義務化されます。その後、ステップ2に移行し、各県に漁獲量の配分が目安として示されます。ステップ2までの間は、採捕停止命令は出されずに、その後のステップ3に移行するための諸課題の解決を図っていくこととなります。ステップ3に移行すると採捕停止命令が出る可能性はありますが、ステップ2において諸課題への対応を検討し、漁業者の方の理解を得た上でステップ3に移行することです。なお、水産庁は、ステップ1からステップ2の期間については3年間を想定していますが、諸課題への対応が十分でない場合には、さらに時間をかけてステップ3に移行することでした。

以上で報告を終わります。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

会長（山下）

ちょっといいですか。今説明された水産庁の方針は信用できるのか。

水産課（坂口）

私もこの会議に参加しました。水産庁の方もステップアップの2から3に上がる所、ここは漁業者の理解を得て進めていきますということは何回も説明されておりまして、私も確約してくださいと言いました。確約はしてもらえなかったものの、案を詰めて段階的に上げていくということは部長から発言があったので、今は信用できるということだと思います。

会長（山下）

国の人には2年かそこらで担当が替わるので、その時に注意しない

	といかんと思う。
水産課（坂口）	ステップが2から3に上がるときにまた、ステークホルダー会合や説明会があります。そこで漁業者も我々もしっかりとチェックしていきたいと思います。
会長（山下）	結果、反対は千葉と愛知か。
水産課（坂口）	三重もです。
会長（山下）	三重と愛知は外湾とは違うので、そこを水産庁に理解してもらわないといかんと思う。
水産課（坂口）	確かに会長が言わされたとおり、ステークホルダー会合の時に本県の漁業者から、資源として太平洋一帯としてではなく、伊勢・三河湾別で扱ってくれという意見がありました。水産庁からは繁殖形態が一体だということで、今は一帯でやるしかない、その後詰めていきたいという回答でした。
会長（山下）	愛知県は2万トンではやっていけない。3万トンなら納得できるような話にしていかないといけない。 結果、シラスまで関係してくると思うので、そこを気をつけて取り組んでもらいたいと思う。
水産課（坂口）	ステークホルダー会合の前に水産庁の現地浜回り説明会があつたんですが、ステークホルダー会合は全国対象ですので、愛知県は3万トンでとは言えないのですが、浜回りの時には、当初愛知県の枠はおそらく2万1千トンくらいになるんですが、運用面で配分とか前借りとかして3万トンに近づけてほしいと言いました。そこでOKとは言われなかつたのですが、頭の中に3万トンという数字は入

	れてもらっております。
会長（山下）	TACに対してしっかり対応していかないと困ることになるので、愛知県としてがんばって欲しいと思う。
水産振興監	御意見ごもっともなところあります。TACを導入した場合のそれぞれの課題についてはだいぶ時間をかけまして、国や水産研究・教育機構に理解いただいたと思っております。ここからが本番ですので、ステップ1と2の間に具体的に資源が上ブレした時の迅速な対応など、具体的な案を詰めていくことになります。これから私ども、漁業者の理解が得られるような方策を考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。
会長（山下）	他になにか質問ありませんか。
委員（長谷川）	今の説明を聞いていて、言った言わないということにならないように、質問したことへの回答などが内容に変更なく議事録に記載されているか、参加者も自治体も確認して意見述べたりできる機会はあるのですか。
水産課（坂口）	はい、議事録は水産庁のホームページで確認できます。 以前もTAC導入の運用のところで、当初ステップ1・2で「最長3年を想定」という文言でしたが、県やパブリックコメントでの取組で最長を取ってもらうことができ、「3年間を想定」に変更できました。
会長（山下）	ありがとうございました。ほかに質問ありますか。
	質問等ないようですので、次に報告事項3「漁業に関する協定について」水産課から説明をお願いします。

水産課（荒川）

報告事項3「漁業に関する協定について」を説明させていただきます。

まず始めに、(1)の第12回資源専門家委員会について、説明させていただきます。資料1ページを御覧ください。

平成23年に愛知県と三重県とで締結した、漁業に関する協定第11条に基づき設置されている資源専門家委員会は、両県で交互に委員会を開催することとなっております。令和5年度につきましては愛知県が担当県で、令和6年3月に書面で開催いたしました。開催方法につきましては、各委員に適用海域における相互に関心のある水産資源について資料を送付し、提出された意見を集約することで情報交換をいたしました。

1の、適用海域における相互に関心がある水産資源については、クルマエビやトラフグ等の資源状況に対し、両県委員から意見が寄せられました。

(1)クルマエビについては、昨年に続き豊漁であったこと、これまでより深い漁場で漁獲されることから資源が沖へと移動しているとの意見がございました。

(2)トラフグについては、昨年に比べ好調であったこと、TAC管理の導入については資源評価のさらなる検討が必要であるとの意見がございました。

(3)イカナゴについては、休漁が9年続いているが、資源の回復もみられず厳しい状況であること、環境DNAによる調査ではイカナゴの生存が示唆される結果が出ており、資源調査は今後も継続すべきとの意見がございました。

(4)サワラについては、近年資源が減少していること、資源管理に向けて両県の情報共有が重要であるとの意見がございました。

(5)カタクチイワシについては、TAC管理について検討の継続と、科学的知見に基づいたTAC配分が配慮されるよう両県が協力して国に働きかける必要があるとの意見がございました。

2の、その他の意見として、国から示された資源管理のロードマップに自主的資源管理の推進が新たに設けられたこと。TAC管理になった場合、この自主的資源管理の重みが増すので取組の明文化や実績が重要になるとの意見がございました。

3の、次回開催については、三重県で開催を予定しております。開催の時期につきましては、今後両県で調整を進めてまいります。

資料2ページには意見聴取時の委員会名簿を載せてございます。

なお、書面開催の結果につきましては水産庁にも報告してございます。

続きまして、(2)の第20回愛知県・三重県漁業者間協議について、説明させていただきます。

漁業に関する協定に基づき、漁業秩序の確立と水産資源の保存及び合理的利用ならびに両県間の友好協力関係の構築の推進を目的として、漁業者間協議を実施しております。

表紙をめくりまして、資料3ページを御覧ください。

令和5年度につきましては、令和6年2月27日に愛知県名古屋市で開催されました。

協議には関係者29名が出席し、適用海域における両県漁業者間で情報の共有と交換が行われました。

資料4ページに出席者名簿、5ページには三重県さし網敷設位置の連絡体制、6ページには操業秩序遵守状況についての資料となっております。

令和5年5月に残念ながら渥美外海板びき網漁業の違反が1件ありましたが、引き続き信頼友好関係の維持に尽力していくこととして円満に協議が終了しました。

続きまして、(3)の漁業に関する協定の委員について、説明させていただきます。

表紙をめくりまして、資料7ページを御覧ください。

漁業に関する協定第10条に基づく紛争処理委員会の名簿を載せてございます。昨年度から委員に変更はございません。

	<p>資料8ページを御覧ください。</p> <p>漁業に関する協定第11条に基づく資源専門家委員会の名簿を載せてございます。今回、委員に変更がありましたので報告させていただきます。なお、名簿には変更のあった箇所に下線を引いてございます。</p> <p>愛知県の委員のうち、水産資源の学識者が原田誠委員に、県水産行政職員が長谷川圭輔委員にそれぞれ人事異動のため変更がございました。三重県の委員には変更はございませんでした。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
事務局（黒田）	<p>質問等もないようですので、次に、報告事項4の「全国海区漁業調整委員連合会第59回東日本ブロック会議の開催について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告事項4「全国海区漁業調整委員会連合会第59回東日本ブロック会議の開催について」御説明いたします。</p> <p>はじめに、東日本ブロック会議につきまして御説明いたします。</p> <p>1ページの「1 東日本ブロック会議について」を御覧ください。</p> <p>全国海区漁業調整委員会連合会につきましては、全国の海区漁業調整委員会で構成されておりまして、東日本、日本海、西日本、九州の4ブロックに分けられております。</p> <p>愛知県は、東日本ブロックに該当しまして、北海道から三重県までの太平洋側の12都道県が会員となっています。</p> <p>各ブロックで開催されるブロック会議は、通常年1回開催されておりまして、例年5月に開催される総会での議決事項の国への要望活動結果の報告、次年度総会に向けたブロック内の要望事項の検討などを議題としております。</p>

ブロック会議の開催県につきましては輪番となっており、本年度の東日本ブロック会議は、愛知県が開催県となっております。

なお、前回は平成 24 年度に開催しております。

続きまして、「2 東日本ブロック会議の開催計画案」につきまして御説明いたします。

開催日程につきましては、会議と視察の計 2 日間を予定しております、10 月 31 日（木曜日）午後から会議、会議終了後に情報交換会、11 月 1 日（金）午前中で現地視察というスケジュールで調整を進めておりますので、委員の皆様方におかれましては、御予定いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、全国海区漁業調整委員会連合会との調整において、当該日程が変更となりました際は、速やかに御連絡いたします。

会議の開催場所につきましては、名古屋城正門の南に位置する KKR ホテル名古屋を予定しております。なお、会議終了後の情報交換会につきましても、同ホテルの別会場で行うこととしております。

出席予定者につきましては、昨年度の会議開催状況から、水産庁職員、全国海区漁業調整委員会連合会の会長及び事務局、東日本ブロック会員の海区委員会会長及び事務局、本県海区の委員、事務局、水産課職員でありまして、計 50 名程度が想定されます。

視察先につきましては、前回開催と同様、名古屋港水族館を候補として検討中でございます。

2 ページを御覧ください。

こちらは、昨年度静岡県で開催された第 58 回東日本ブロック会議の日程表でございます。

初日は、午後 2 時から 5 時で会議、その後情報交換会が開催され、翌日は 8 時 30 分に集合、バスにて視察先に向かい、視察終了後 12 時 30 分に駅にて解散といったスケジュールでございまして、会議内容や時間の構成につきましては、当内容と同様とする予定でございます。

今後、開催日程が決まりましたら、御連絡させていただきます。  
以上で東日本ブロック会議開催についての報告を終わります。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

今年 10 月の東ブロック会議は愛知県が当番県なので、委員のみ  
なさん御出席をお願いします。昨年の東ブロック会議もその県の委  
員さん全員出席してみえましたので、よろしくお願ひします。

以上で本日予定の議題はすべて終了しました。

これをもちまして第 22 回委員会を終了します。

委員の皆様方、お疲れ様でした。

議 長

委 員

委 員